

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、大阪府下33市中65歳以上の人口割合が最も高く、人口減少も著しいものとなっている。人口減少の理由としては、若年世代の市外への就職による転出が大きな原因であり、市内事業者による「雇用創出」「労働環境の向上」を実現することができれば、若年世代の転出防止に一定の効果があると考ええる。

本市産業の構造としては、市内の中核企業からの下請け受注により操業する中小企業・小規模企業が中心である。そのため、中核企業の動向により、中小企業・小規模企業の業況は大きく左右される傾向にある。

現在、市内にまとまった事業用地はないため、中核企業からの事業用地拡大等の要望があった際には対応が困難となり、中核企業は市外へ転出する恐れがある。中核企業の市外への転出は、中小企業・小規模企業の業況に大きな影響を与える可能性があり、今後については、中核企業からの影響を軽微なものにする必要がある。そのためには、中小企業・小規模企業の「新規取引先の開拓」「事業領域の拡大」などが急務となる。

しかし、中小企業・小規模企業が有している設備については、中核企業からの下請け受注専用の設備に偏っている傾向があり「新規取引先の開拓」「事業領域の拡大」などのためには先端設備等の導入は重要である。

(2) 目標

先端設備等の導入によって、中小企業・小規模企業の「新規取引先の開拓」「事業領域の拡大」などが実施され、「雇用創出」「労働環境の向上」が図られる。

先端設備等導入計画の年間認定件数 5件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

市内の中小企業・小規模企業にとって必要な先端設備等全てを導入しやすい環境を整備することは、「新規取引先の開拓」「事業領域の拡大」などに資すると考えられるため。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、市全域に事業所が点在している状況であり、市全域で設備投資を推進することが産業の振興に資すると考えられるため、市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市産業の分布は「製造業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」など多種多様となっており、全ての業種・事業で設備投資を推進することが産業の振興に資すると考えられるため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められる事業者は先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ② 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ③ 市税を滞納している事業者は先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ④ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- ⑤ 関係法令を遵守すること。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。